

# 【開催報告】令和7年度屋外広告物実務担当者研修

令和7年4月3日 10:30～11:30  
13:15～15:15  
オンライン (ZOOM)

## 当日の進行次第

### 屋外広告業窓口業務【土木事務所職員】

時間	内容
10:30-10:40	自己紹介【県庁・各土木事務所】
10:40-10:55 (15分)	屋外広告業に関する業務概要 —土木事務所の窓口担当が行う業務について— 景観まちづくり課 主任 武藤 未知瑠
10:55-11:20 (25分)	屋外広告業に関する手続きの実務 島田土木事務所 都市計画課 主任 辻村 滋
11:20-11:30 (10分)	その他情報提供 景観まちづくり課 主任 武藤 未知瑠
11:30	閉会

### 屋外広告物関係【市町、土木事務所職員】

時間	内容
13:15-13:20	開会
13:20-14:10 (50分)	屋外広告物法令の概要 景観まちづくり課 主任 武藤 未知瑠
14:10-15:00 (50分)	屋外広告物許可手続き及び違反広告物是正の実務 袋井土木事務所 都市計画課 主査 島津 愛子
15:00-15:15 (15分)	その他情報提供
15:15	閉会



資料DL URL&QR 【参考図書】 静岡県屋外広告物ガイドブック  
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1029825.html>

## 受講者 & アンケート結果

### Q1：屋外広告行政の経験



参加者52名のうち  
約**5割**が**新任者**

### Q2：研修内容の理解度



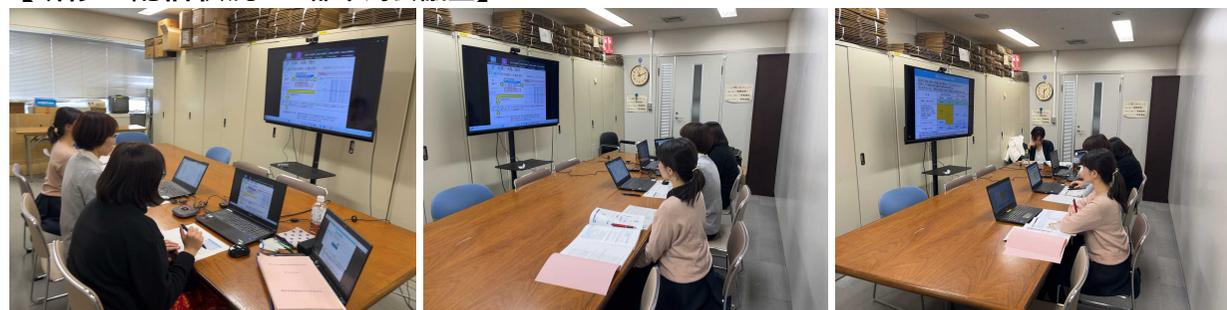
約**92%**が理解！

### Q3：研修の参考度



約**92%**が業務の参考になると回答

### 【研修の配信状況 IN 都市局会議室】



## — 見逃し配信実施中 YouTube —

当日の研修動画をYouTubeで公開しています。新任の屋外広告物担当者向けの内容は、基礎的なことがわかりやすく説明&紹介されています。聴講できなかった方、もう一度じっくり聞きたい方、YouTubeで年度末まで公開していますので、御視聴ください。

【屋外広告業窓口業務（午前）】

【屋外広告物関係（午後）】

URL <https://youtu.be/29TivyXe7vI>

URL <https://youtu.be/79TrQg16O2Q>



### 問い合わせ先

静岡県景観まちづくり課 担当：武藤

TEL:054-221-3490/E-mail:keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp

## Q4：研修の感想

### 《初任者に向けた研修内容》

- 屋外広告物の事務処理は通年通して行う作業なので、4月の早い時期に研修を実施していただいて大変助かります。研修資料についても、短時間で全体を理解するためにはわかりやすく作成されており、屋外広告物ガイドブックなどの参考資料と併せて当面の間「参考書」として利用させていただく事になると思います。
- 屋外広告物の概要と実務について理解することが出来た。屋外広告物法は、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止という二つの目的があり、これらを達成するために規制があることが分かった。近くの市でも落下事故があることや、全国で発生している事故の中には、人を巻き込む事故もあるため、届出の実務をする際は十分に気を付けたい。
- 屋外広告物法の概要については、まだ何となくですが理解することができました。これから実務を重ねて理解を深めていきたいと思います。
- 申請から許可までの流れを一通り知ることができ、非常に参考になりました。また、資料もわかりやすかったため、申請を受けた際は見返すようにし、活用したいです。看板にも種類があること、申請の必要の有無や、そもそも看板を置くことができない地域があるといった、さまざまなことを1日で知ることができてよかったです。
- 申請の手続き等が各市にて、微妙に異なっている点を認識いたしました。
- 袋井土木事務所による許可手続きの実務説明がわかりやすく参考になりました。また近年の県内での看板落下事故についても、参考になりました。
- 物の指導の参考に、業のことも知ることができて有意義な時間でした。

## Q5：その他御意見

### 《研修内容》

- 4月から初めて担当する者にとっては、説明内容が盛り沢山でスピードも早く理解するのは難しいと感じました。研修は「屋外広告物法令の概要」のみを時間をかけて、説明いただいた方がよかったかもしれません。

## Q6：研修に関する質問

分類	質問と回答	
違反対策	質問	研修中も何度か話題に上がっていましたが、広告主・業者・土地所有者が不明の場合の広告の対応スキーム等が各市町にあればご享受いただきたいです。
	回答	屋外広告物法第7条第2項及び静岡県屋外広告物条例第17条第2項に定める、略式代執行が手段の1つと考えられるかと思えます。 県では、調査をしてもなお所有者が不明の案件のうち、腐食や老朽化が進み、公衆の危害防止等の観点から、車両や通行者の安全が確保されていない危険性の高い看板1件を、沼津土木事務所において、関係法令等に基づく手続きを済ませ、令和2年9月30日(水)に略式代執行によって除却しました。 そのほか、県では広告主・業者・土地所有者が分からない場合には、登記を確認したり、近隣住民への聞き取りなどにより、情報収集を行っています。
電子化	質問	県内市町も同様かと思えますが、当市においても2年前から電子決裁が導入されており、受付した申請書は内容を確認し指導等が完了した時点でデータ化し、改めて文書を收受した上で決裁へと進む流れとなっており、ペーパーでの提出から電子化へとひと手間掛かる状態です。 申請書に記名押印が必要になっているなど、現在のルールに従えばペーパーでの提出となるのもやむおえませんが、将来いずれかの時点でペーパーレス化の話は出るのでは？と思えますので、県としてのお考えがあるようでしたらお教えいただければと思います。
	回答	県においても、現在記名押印が必要な書類の押印廃止や電子化への対応については検討を進めているところです。 令和2年7月7日付け総行行第169号「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」において、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うよう方針が示されているところですが、その中で、押印の効果として文書の真正性が挙げられており、押印を廃止した場合に、この真正性をどのように担保するかということが課題と考えています。 また、電子申請については、現在手数料納付を必要としない届出については既に対応しているところです。手数料納付が必要となる手続については、屋外広告物許可に係る手数料の計算などの課題などがあるものの、今後も進めたいと考えています。 なお、権限移譲されている市では、県条例適用であっても各種様式は各市の施行細則において定めているため、県の改正によらず、市で改正することを妨げません。また電子申請についても同様です。